平成２４年（フ）第７７３５号
東京都西東京市芝久保町４丁目２－９－210
債務者　大熊　信行
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７４５号
千葉県松戸市馬橋2206－２
債務者　奥原　昭雄
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７５３号
東京都町田市木曽東１丁目49－46
債務者　藤村久雅子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７６４号
東京都足立区梅田５丁目25－12－202
債務者　菅原　正五
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７６５号
東京都足立区梅田５丁目25－12－202
債務者　菅原　政和
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７６６号
東京都江戸川区東葛西５丁目13－１－517
債務者　佐々木睦子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７６７号
東京都三鷹市大沢２丁目６－４－303
債務者　斎藤　孝幸
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７７７号
東京都大田区東六郷３丁目14－３－305
債務者　長谷川雅子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７７８号
東京都世田谷区上野毛１丁目４－16－201
債務者　赤坂　葉子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７８０号
神奈川県横浜市戸塚区深谷町1417－２－101
債務者　古城　志信
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７８３号
東京都板橋区大原町19－11　フジハイツ９号館106
債務者　古本　則生
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７８４号
千葉県松戸市六高台３丁目35－506
債務者　小沼　正子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７８５号
千葉県松戸市六高台３丁目35－506
債務者　菅原　弘美
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７８７号
東京都町田市本町田2345－１　公社住宅ホ９－402
債務者　伊波　和真
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７８８号
東京都江戸川区平井７丁目17－11－214
債務者　朝倉　孝枝
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７９３号
東京都渋谷区代々木３丁目７－９－501
債務者　森田　励子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部